

事務事業マネジメントシート(令和 6年度実績と令和 7年度計画)

令和 7年 4月21日更新

事務事業名		建築基準法関係受付・進達事務			<input type="checkbox"/> 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 「こどもまんなか社会」の構築 <input type="checkbox"/> 産業の共生による市経済の持続的発展	
総合計画体系	政策	5	都市基盤の健全		所属部	都市建設部
	施策	20	計画的な土地利用の推進		所属課	都市計画課
	業務分野	63	計画的な市街地の形成		所属班	建築住宅班
課長名		坂本 強		担当者名		内藤 祥子
予算科目		会計一般	款 8	項 4	目 1	事業連番 10173
法令根拠		建築基準法				
終了、開始年度		<input type="checkbox"/> 6年度で終了 <input type="checkbox"/> 6年度から開始		事業期間		<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 18 年度) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (~ 年度)

★事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

【事業の内容】	昭和46年5月17日に都市計画法が施行されたことにより市内全域において、建築基準法が適用されることとなり、市内において建築行為を行う際は、申請地の各種制限等に基づき確認申請書を作成、市に事前調査報告書を提出し合議を行なった後、確認検査機関に提出する。 また、建築行為を行うにあたっては、建築基準法第42条による道路若しくは熊本県が道路として取扱う旨を許可した道に敷地が2m以上接することが必要である。新たに一定の基準に適合した道路を築造し建築基準法第42条第1項第5号による道路として指定を受けようとするときは、市へ事前協議書及び指定申請書を提出していただき合議後、熊本県に対し進達を行う。 現存する道が建築基準法第42条に規定する道路に該当しない場合に建築基準法第43条の但し書き道路として熊本県の許可を受けようとするときは、熊本県からの意見聴取照会に対し回答を行う。
【業務の流れ】	確認申請事前調査報告書の提出 ⇒ 各種制限等の確認 ⇒ 関係各課への合議 ⇒ 確認検査機関へ提出 位置指定事前協議書の提出 ⇒ 関係課に合議 ⇒ 熊本県への進達 ⇒ 工事完了後 ⇒ 位置指定申請書の提出 ⇒ 熊本県への進達 建築基準法第43条但し書き道路許可申請を県へ提出 ⇒ 県より意見聴取照会 ⇒ 回答
【主な予算費目】	予算なし

(1)事務事業の振り返り・計画

①6年度事務事業の成果・実績
建築行為等の計画の際の事前相談、各種報告及び申請書等の受付 位置指定事前協議書、申請書の受付、進達 建築基準法第43条但し書き道路における意見聴取照会に対する回答

②7年度計画(次年度に計画している主な内容)	③予算の主な増減の理由
前年度に同じ	

成果指標	(単位)	データ取得方法
ア 建築確認事前調査報告書事務処理率	%	
イ 位置指定道路による建築行為件数及び但し書き道路による建築行為に関する事務処理率	%	

(2)成果指標・総事業費の推移		単位	4年度	5年度	6年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
			実績(決算)	実績(決算)	目標(当初予算)	実績(決算)	目標(当初予算)	予定	見込	見込
成果指標	ア	%	100	100	100	100	100	100	100	
	イ	%	100	100	100	100	100	100	100	
	ウ									
事業費	国庫支出金	千円								
	都道府県支出金	千円								
	地方債	千円								
	その他	千円								
	繰入金	千円								
	一般財源	千円								
(A) 事業費計	千円		0	0	0	0	0	0	0	

(3)評価の総括(成果向上の余地・事業費削減の余地)

近年は地震の影響もあり建築確認申請事前調査報告書の提出が増加している。今後も提出の増加が見込める。

(4)今後の事業の方向性

廃止 縮小 事業のやり方改善 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)